

桑名市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月7日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市規則第43号

桑名市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

桑名市建築基準法施行細則（平成17年桑名市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「記載事項等」を「記載事項」に改め、同条第1項中「記載事項等変更届」を「記載事項変更届」に改め、同条第2項中「省令第3条の5第3項各号」を「省令第3条の5第3項第1号又は省令第8条の2第7項第1号」に改め、「定める書類」の次に「（省令別記第2号様式の第4面から第6面まで及び省令別記第42号様式の第4面から第6面までによる書類を除く。）」を加え、「報告事項変更報告書（様式第9号）に変更後」を「変更」に、「当該書類を添えて、」を「書類により」に改め、同条第3項中「記載事項等変更届」を「記載事項変更届」に改め、「報告事項変更報告書」を「変更の内容を記載した書類」に改める。

第7条の3中「様式第9号の2」を「様式第9号」に改める。

第11条第2項中「第282号）」の次に「第1第1項第1号の建築物について、同告示」を加える。

様式第8号中「記載事項等変更届」を「記載事項変更届」に改める。

様式第9号を削り、様式第9号の2を様式第9号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年9月1日から適用する。